

令和2年度 モニタリング調査結果

\*本報告は、都自然保護条例同意時の特記事項に従い公開するものです。  
 \*本報告は、東京都情報公開条例の非開示情報に当たるため、希少動植物の生息・生育位置等を特定できる情報及び印影については記載しておりません。

1. モニタリング調査の実施状況

自然環境保全計画書内で定められた、7項目のモニタリング調査のうち、工事の進捗状況を踏まえ、令和2年度は「1）希少猛禽類モニタリング調査」「2）注目種モニタリング調査」「3）工事中の水質モニタリング調査」「4）残留緑地モニタリング調査」の4項目について実施した。

表 1-1 (1) モニタリング調査の実施状況

調査項目等	令和2年度の実施状況																
1) 希少猛禽類モニタリング調査	<p><b>実施</b>：年間を通じて実施。繁殖期（1月～8月）は、頻度を高めて実施した。</p> <p><b>【実施月と回数】</b></p> <table data-bbox="762 1037 1225 1294"> <tr> <td>令和2年4月＝4回</td> <td>9月＝1回</td> </tr> <tr> <td>5月＝4回</td> <td>10月＝1回</td> </tr> <tr> <td>6月＝6回</td> <td>11月＝1回</td> </tr> <tr> <td>7月＝4回</td> <td>12月＝1回</td> </tr> <tr> <td>8月＝4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年1月＝2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月＝3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月＝4回</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><b>年間 35回</b></p>	令和2年4月＝4回	9月＝1回	5月＝4回	10月＝1回	6月＝6回	11月＝1回	7月＝4回	12月＝1回	8月＝4回		令和3年1月＝2回		2月＝3回		3月＝4回	
令和2年4月＝4回	9月＝1回																
5月＝4回	10月＝1回																
6月＝6回	11月＝1回																
7月＝4回	12月＝1回																
8月＝4回																	
令和3年1月＝2回																	
2月＝3回																	
3月＝4回																	
2) 注目種モニタリング調査	<p><b>実施</b>：移植や移動保全を行った動植物を対象に、対象生物の生態に応じて適期に実施した。</p> <p><b>【実施月と回数】</b></p> <table data-bbox="762 1453 1257 1711"> <tr> <td>令和2年4月＝11回</td> <td>9月＝3回</td> </tr> <tr> <td>5月＝7回</td> <td>10月＝8回</td> </tr> <tr> <td>6月＝7回</td> <td>11月＝10回</td> </tr> <tr> <td>7月＝9回</td> <td>12月＝3回</td> </tr> <tr> <td>8月＝8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年1月＝4回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月＝3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月＝1回</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><b>年間 74回</b></p>	令和2年4月＝11回	9月＝3回	5月＝7回	10月＝8回	6月＝7回	11月＝10回	7月＝9回	12月＝3回	8月＝8回		令和3年1月＝4回		2月＝3回		3月＝1回	
令和2年4月＝11回	9月＝3回																
5月＝7回	10月＝8回																
6月＝7回	11月＝10回																
7月＝9回	12月＝3回																
8月＝8回																	
令和3年1月＝4回																	
2月＝3回																	
3月＝1回																	



## 2. モニタリング調査結果

### 1) 希少猛禽類モニタリング調査

- ・工事前より実施した生態調査の結果や、専門家等の助言を踏まえ、希少猛禽類 3 種を主な対象とし、繁殖状況や行動圏等についてモニタリング調査を実施した。
- ・調査の結果、3 種のうち 2 種については、4 ペアの営巣が確認されており、工事前と同じ営巣林での繁殖が確認され、工事による直接的な影響は確認されなかった。
- ・1 種については繁殖が確認されなかったが、一般生態から他 2 種に比べ、工事とは無関係に営巣地を毎年変える可能性が高い事が知られており、今後もモニタリング調査により追跡を行うとともに、専門家からの指導を踏まえ、工事後の土地利用計画において営巣が可能な場所を確保する事としている。

### 2) 注目種モニタリング調査

移植や移動保全を行った動植物の生息・生育状況等について、モニタリング調査を実施した。平成 29 年度から令和 2 年度まで、植物は 27 種 2,526 個体、動物は 28 種 4,756 個体・卵 107 個の移植・移動保全を行った。

なお、移植・移動保全に際しては、実施時期や方法・移植移動先等について、専門家等の助言を踏まえ、遺伝的攪乱の防止等にも配慮して実施した。

#### (1) 植物について

- ・移植保全の対象種は、43 種であるが、工事の進捗状況等に合わせて、現段階では 27 種の移植保全を行った。
- ・移植保全を行った 27 種のうち、活着率が 100%であった種は 18 種、50%以上が 6 種、50%未満が 2 種、0%が 1 種であった。
- ・なお、移植保全のため事前調査を行ったが確認されず、移植保全が行えなかった種が 5 種あった。
- ・活着率が不良な種は、獣害や台風による生育地への土砂流入、天候不順による生育地の乾燥化等が原因と考えられ、今後獣害対策のフェンスの設置や、土砂流入の懸念が少ない場所への再移植、必要に応じた灌水等の適切な保全措置を講じる事とした。
- ・活着率が 0%であった種は、移植後の数年は地上部が現れない場合があることも知られており、今後も経過観察を行う事とした。

## (2) 動物について

- ・移動保全の対象種は、31種であるが、工事の進捗状況等に合わせ、新たに確認された注目種を含め28種の移動保全を行った。
- ・動物は移動性があるため、量的なモニタリングは困難であるが、移動保全を行った28種の全ての種において、概ね移動させたエリアでの生息が確認された。
- ・なお、移動保全のため事前調査を行ったが確認されず、移動保全が行えなかった種が6種あった。

## 3) 工事中の水質モニタリング調査

- ・事業区域内で、改変が行われている水路や沢の流末4箇所と、事業区域外でそれらの水が流入する、山入川への流入箇所上流下流の2箇所、合計6箇所を基本に調査を実施した。
- ・測定項目について、自然保護条例での調査計画では水の濁りを示す浮遊物質量・SSの測定とされていたが、11月から地盤改良材の使用を始めたため、翌月の12月より水の酸度やアルカリ度を示す水素イオン濃度・pHも併せて測定を行った。
- ・なお、測定時の天候は一般的に濁度が高くなる雨天日(8回)としたが、適宜晴天・曇天日(8回)も測定を行った。
- ・調査の結果は、全ての測定結果のうち、浮遊物質量・SSの最大が28.9mg/L、水素イオン濃度・pHは最小7.3～最大8.5であり、いずれの測定結果も、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)に基づく「建設工事に伴い発生する汚水の規準」以内であった。  
(基準値を超えた場合の緊急対策として、凝集剤や中和剤を準備していたが、今期は基準値を超える事はなく、使用には至らなかった。)

表 2-3 測定結果と建設工事に伴い発生する汚水の基準

\*環境確保条例・規則別表第15(第61条関係)より抜粋・加筆。

項目	測定結果の最大値	規 準
浮遊物質・SS	28.9mg/L	120mg/Lを超えない。
水素イオン濃度・pH	7.3～8.5	5.8以上 8.6以下

#### 4) 残留緑地モニタリング調査

- ・ 植生状況や、注目種の密猟・盗掘、林道の保全状況等に着目し、事業区域内南側の残留緑地（都市計画公園予定地）全域で、現地の巡回パトロールと管理作業によるモニタリング調査を行った。
- ・ 実施頻度は、年間を通じて、1～2回/週を計画したが、希少猛禽類の生息に配慮し、非繁殖期（9月～12月）を中心に実施した。
- ・ 概ね残留緑地が良好に保全されている事が確認されたが、一部の場所でアズマネザサの繁茂による植生への影響や、倒木による林道への影響が確認されたため、下草刈りや倒木の処理による、環境整備を行った。